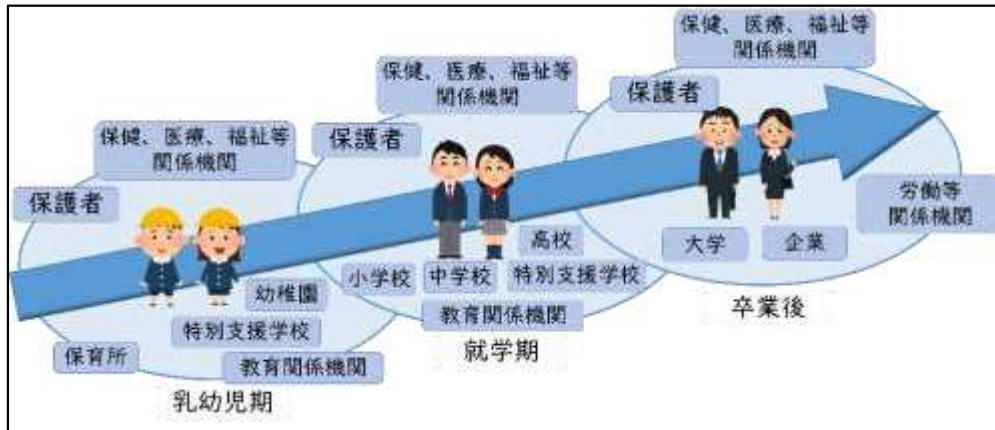
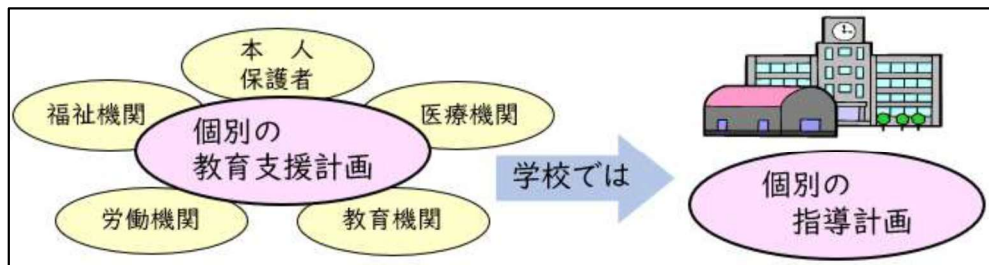


個別の教育支援計画及び個別の指導計画とは

個別の教育支援計画は、子ども一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、幼児期から高等学校卒業後までを通じて、切れ目ない支援体制の整備・充実を図るための中心的なツールです。子どもの生涯にわたる生活全般を踏まえ、長期的な視点で、医療、福祉、労働等の関係機関と共通理解を図り、一貫した適切な支援をすることを目的として作成・活用します。関係者間の重要な連携ツールとなります。



個別の指導計画は、個別の教育支援計画を受けて、学校で障がいの状態等に応じたきめ細かい指導を行うために、作成・活用します。教科や領域ごとに、具体的な指導目標、内容・方法等を示したものであり、校内の連携ツールとしても活用します。



特別支援教育指導資料（改訂第2版）

特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援

—切れ目ない支援体制の構築に向けて—（愛媛県教育委員会）

愛媛県では、実態把握から必要な情報の整理、適切な支援プランの設定、そして、計画に基づく指導実践と評価・改善までを一連のものとして捉え、「えひめ特別支援パッケージ」を作成、公開しています。



第3節 切れ目ない支援体制の構築

1 個別の教育支援計画と個別の指導計画の位置付け	9
2 個別の教育支援計画の作成・活用の流れ	10
3 個別の指導計画の作成・活用の流れ	13
4 個別の教育支援計画等の引継ぎ	16
5 個別の教育支援計画等に関するQ&A	18

特別支援教育指導資料（改訂第2版）：
愛媛県教育委員会

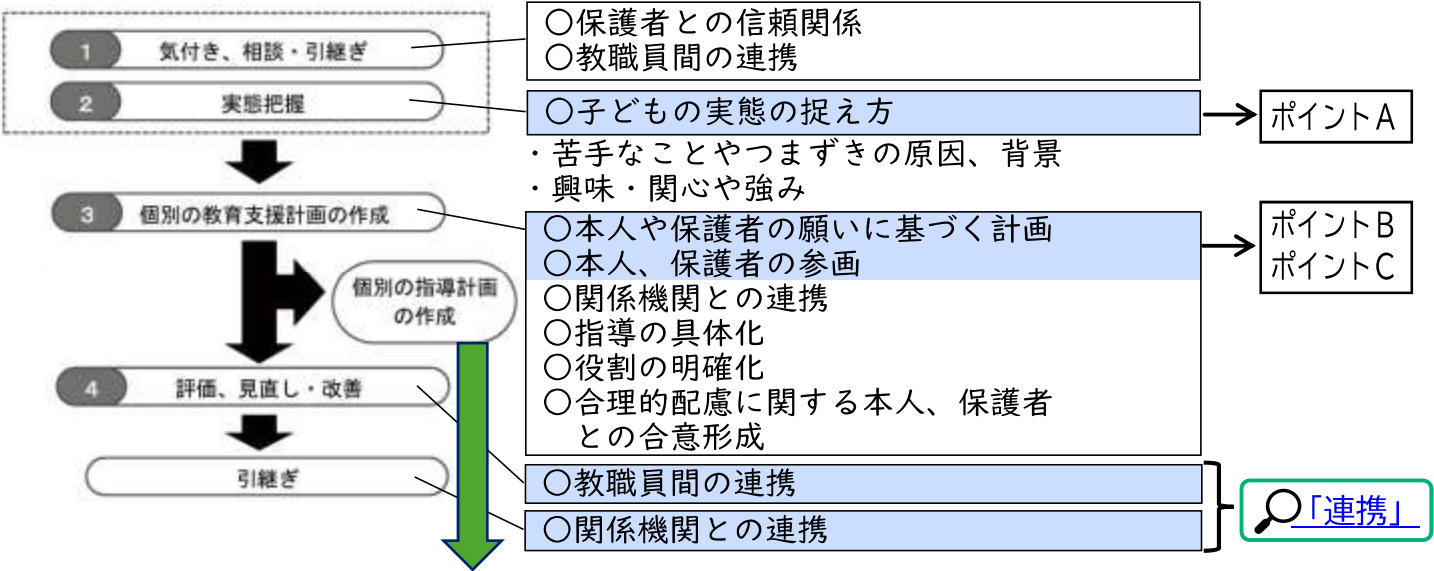


個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成の流れ

個別の教育支援計画

本人及び保護者の願い、長期支援目標、合理的配慮、支援者・関係機関との役割分担等をまとめ、今後の指導・支援の方向性を示します。

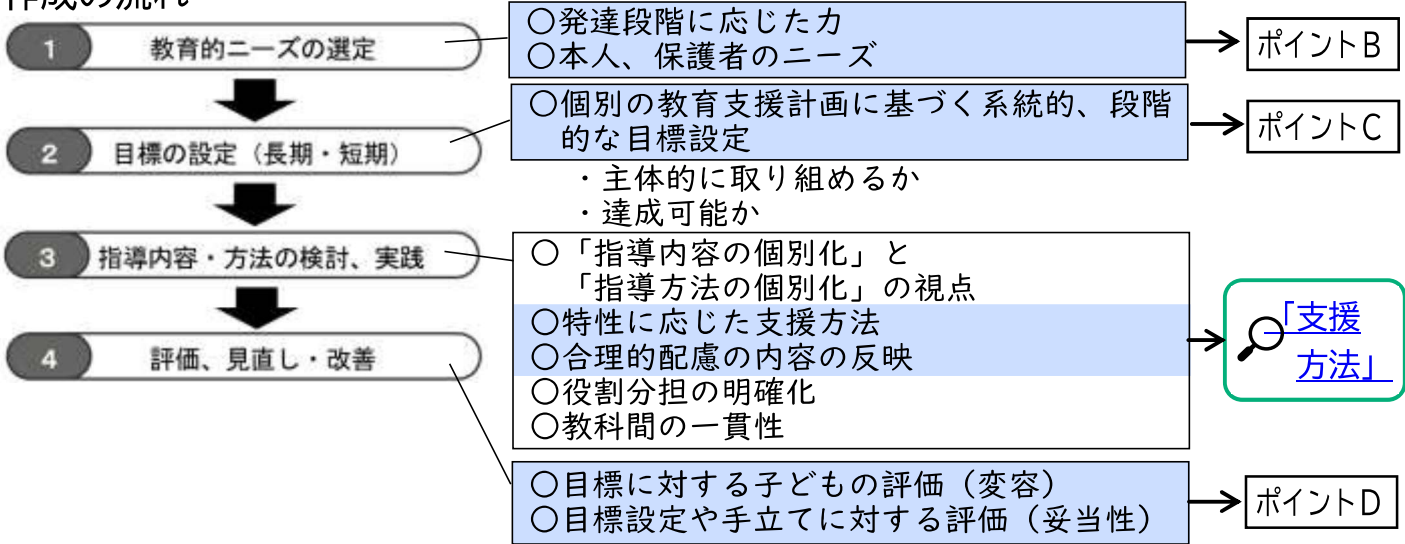
○作成の流れ



個別の指導計画

個別の教育支援計画を踏まえて、具体的な指導目標や指導内容、指導方法を示します。

○作成の流れ



！ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、定期的な評価を基に、見直しと改善を図り、より効果的な指導を行うことができるよう、PDCAサイクルを展開することが大切です。

★作成のポイント★

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に係る全ての過程において、本人の思いを大切にすることや保護者が安心して相談できるよう信頼関係を築くこと、教職員間の連携が大切です。なお、目標設定や評価のポイントについては、両計画とも同じです。

ポイントA：子どもの実態の捉え方

行動観察を通じた実態把握は、複数の情報を得ることができ、子どもを理解するためには必要不可欠です。子どもの興味・関心や得意なこと、苦手なこと、行動の特徴、基本的生活習慣、対人関係など、行動観察の対象となるものは多岐にわたります。そのため、観察の視点を明確にすることが大切です。

○行動観察のポイント

□客観的な記録を取る

- ・観察者の主観や解釈を含めない
- ・具体的な行動や状態を記録する

例：「漢字が苦手」

具体的に示すと・・・

→ 書くことは、小学5年相当だが、読むことは、該当学年（中学1年）までの漢字を正しく読む。また、選択肢があると、該当学年までの漢字を正しく選択する

「音読では、すらすら読むことができない」

具体的に示すと・・・

→ 平仮名を一文字ずつ区切って読む（逐次読み）
漢字の読みが難しく、つまる
単語のまとまりではなく、不自然な箇所区切って読む

「着替えに、こだわりがある」

具体的に示すと・・・

→ 着替えでは、着脱の順番や衣服の畳み方に自分なりの手順がある。着脱の順番が変わったり、他者が代わりに畳んだりするとパニックになり、何度もやり直す

□行動の頻度や間隔に着目する

□行動の前後も記録する

□場面による違いはないか、把握する

□環境も含めて記録する

ポイントB：本人や保護者の願いに基づく計画

本人の思いや保護者の願いを大切にしながら、子どもの将来の可能性を広い視野から見通した上で、現在の発達段階において育成する力を見極め、検討します。「今、どのような支援を必要としているか」「何のためにその力を付けたいか」を検討し、達成可能な目標を設定します。個別の教育支援計画は、進級、進学、就職等の移行期を目安に、概ね3年後の姿を想定し、目標を設定します。

また、支援の方向性や合理的配慮の内容について合意形成を図り、その内容を必ず明記します。



合理的配慮を明記し、支援を積み重ねることで、個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、入試における特別措置の根拠資料となります。

ポイントC：目標設定

個別の指導計画は、個別の教育支援計画の長期支援目標を達成するために、学校で取り組む内容を検討し、指導目標（長期目標・短期目標）を設定します。

個別の指導計画の長期目標は1年後の姿を、短期目標は学期末の姿を想定して立てます。短期目標の達成が、長期目標の達成につながるよう、段階的、系統的に設定することが大切です。

また、個別の教育支援計画の長期支援目標、個別の指導計画の長期目標、短期目標、さらに、指導内容につながりを持たせることが大切です。



○目標設定のポイント

□実現可能で、具体的な目標を設定する

・その期間で実現可能かどうか

□子どもが具体的な行動をイメージできる表現にし、評価できる目標を設定する（主語は、子ども）

□肯定的な表現で設定する

「○○をしない」→「○○をする」

例：「いらいらしたときに大きな声を出さない。」

→「いらいらしたときには、教師に伝える。」

□「行動」「条件」「達成規準」を明確にし、評価できる目標を立てる

・子どもの具体的な行動

→・具体的な表現：書く／計算する／作る／話す／着る／片付ける／選ぶ／伝える など

・抽象的な表現：意識する／楽しむ／考える／分かる／理解する／慣れる／味わう／知る など

・条件を加える：場面／指示／支援の仕方／教具（ツール）／環境設定／モデリング

例：

場 面		集団活動の場面で／朝の会・終わりの会で
指示	言語的	全体への指示を聞いて／口頭による説明で
	視覚的	板書された指示を見て／作業手順を見て
支援の仕方		教師と一緒に／言葉掛けを受けて
教具（ツール）の活用場面		3桁の足し算で／給食準備で
環境設定		グループ活動で／集中しやすい状況で
モデリング		教師の手本を見て／友達の様子を見て

・目標の達成規準を明確にする：回数/度合い（程度）/期間

例：余りのある割り算を、10問のうち6問正確に解く。

授業の最初の10分間は、自席で活動に取り組む。

2時間目までに、出欠黒板の記入を終える。

ポイントD：評価

評価には、目標に対する子どもの評価と教員の目標設定や手立てに対する評価があります。子どもの評価だけでなく、指導者側（教員）の評価も合わせて行うことが大切です。

○目標に対する子どもの評価（変容）のポイント

- ☐ 基準を明確にし、客観的な評価をする
- ☐ 個々の指導実践について、記録を取る
 - 事実を記述するよう心掛ける
- ☐ 複数の目で子どもの様子を記録する
- ☐ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づいた実践そのものについて、評価する
 - 子ども自身が評価できる工夫
- ☐ どこまで達成したか、次の課題は何かを明確にする
 - 各教科についても、学習内容それぞれの達成状況を明確にする

○目標設定や手立てに対する評価（妥当性）のポイント

- ☐ 目標設定が妥当かどうか確認する
- ☐ 効果的であった支援方法を確実に引き継ぐ
- ☐ 支援方法の改善点を明確にする

ポイントAからDを踏まえた改善例

子どもの実態の捉え方から評価までのポイントを踏まえた改善例です。

【改善前】

実態	集中力がなく、忘れ物が多い
目標	○集中力を高める ○忘れ物をしない
支援方法	○授業に集中するよう、促す ○翌日の提出物を、繰り返し伝える
評価	多くの授業に集中して取り組めた 翌日の提出物について、繰り返しの注意が必要だった



【改善後】

一つの活動が20分を超えると、集中が途切れる 教科書やノートは忘れないが、プリント類を忘れることが多い
○30分間、継続して活動に取り組む ○翌日の準備物を確認して記入する
○一つの活動が15分程度になるよう、設定する ○連絡袋にチェック表を貼り、記入したかどうか確認する
二つの活動が終わるまで、継続して取り組んだ 翌日の提出物を、終わりの会でチェック表に確実に記入した。忘れ物が、週1回に減った

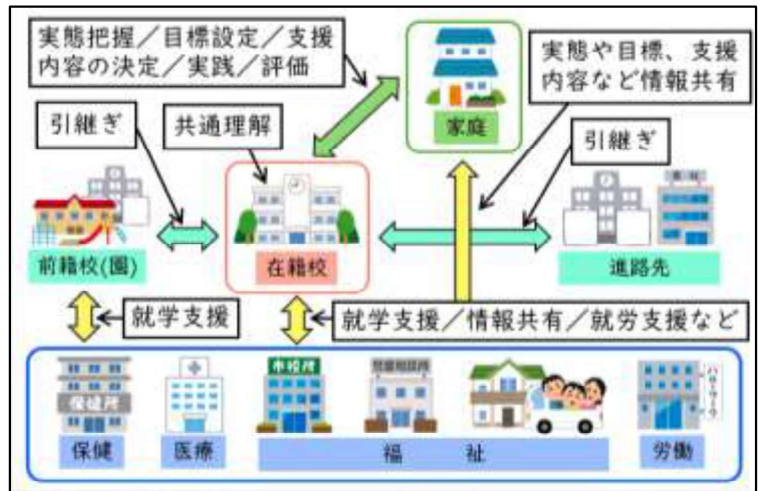


「行動」「条件」「達成規準」を示すことで、支援方法や評価の観点が明確になります。

また、長期目標の達成に向けて、「条件」「達成規準」を学期ごとにスモールステップで設定していくことは、子どもの成長を具体的に確認しながら、見通しのある、継続的な支援を行うことにつながります。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用場面

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、作成するだけにとどまらず、指導・支援の充実を図るために活用することが大切です。また、本人及び保護者の同意を得て、学校間や関係機関との連携において活用します。



校内・学校間

年度始め	☐ 教職員全員への共通理解（必要な支援内容や合理的配慮、評価など） ☐ 保護者との作成・活用についての話し合いや合意形成 → 合理的配慮の内容、目標、支援方法等を含む ☐ 学級（ホームルーム）担任と関係者（通級による指導担当者、教科担当教員、養護教諭など）との作成・活用についての話し合い → 合理的配慮の内容、目標、支援方法等を含む ☐ 関係機関との作成・活用や役割分担についての検討・共通理解 ☐ 作成・活用についての検討の場（校内委員会、ケース会議、学年会など） → 合理的配慮の内容や目標、支援の方向性の共通理解
学期ごと	☐ 校内委員会等での評価・改善 → 各教科等の授業時などの子どもの様子について、教職員間の情報共有 → 子どもの変容を基にした目標設定や支援方法等の評価・改善 ☐ 保護者との評価・改善事項の共通理解 ☐ 日常的な連携（情報共有） → 福祉サービスや服薬の変更等の情報共有を含む （薬や服薬量が変わったときは、変更前後の子どもの変容を把握）
年度末	☐ 学級（ホームルーム）担任と関係者での評価・引継ぎ事項の確認 → 子どもの変容を基にした目標に対する評価及び次年度に向けた課題の明確化 → 効果的であった支援方法や合理的配慮の内容の確認 ☐ 評価、引継ぎ事項の検討 ☐ 保護者との評価、引継ぎ事項の共通理解 ☐ 関係機関との評価、引継ぎ事項の検討・確認 ☐ 進級や進学、就労先の担当者との引継ぎ → 組織的・計画的に実施
随時	☐ 保護者や進路指導担当教員等との進路についての話し合い ☐ 外部の相談員やアドバイザーとのケース会議や授業参観 → 特別支援学校センター的機能や特別支援教育地域リーダーの活用 ☐ 子どもの新たな困難さへの対応の検討 ☐ 子どもの支援方法等について外部機関との相談・連携 → ケース会議の実施

学校と家庭

家庭	☐ 本人の思いや保護者の願いの把握 ☐ 合理的配慮の内容や支援方法等に関する合意形成 ☐ 学校及び家庭の役割分担 ☐ 懇談等を通じた成果及び課題の報告・確認 ☐ 評価及び今後の目標に関する説明・相談 ☐ 評価を基にした合理的配慮の内容及び支援方法等の見直し
----	---

学校と関係機関

保健・医療・福祉	☐ 医師の診断や助言、言語療法士や作業療法士などの助言を基にした目標や支援方法等の検討、調整 ☐ 相談支援事業所や放課後等デイサービス事業所などとの情報交換（実態や目標、支援方法など） ☐ 合理的配慮の内容や必要な支援の共有 ☐ 校内での支援と連動した支援体制の検討、整備 ☐ 学校及び関係機関の役割分担 ☐ ケース会議を通じた支援方法等の検討 ☐ 行動援護、居宅介護などの福祉サービスの調整
労働	【在学中】 ☐ 職業適性や就労に向けた支援の方向性の検討 ☐ インターンシップや就労体験（実習）、職場見学などの実施及び評価、支援方法等の見直し 【卒業時】 ☐ ハローワークや障害者職業センターなどとの引継ぎ



個別の教育支援計画及び個別の指導計画の引継ぎ

必要な支援が途切れないようにするためには、適切な引継ぎが必要不可欠です。引継ぎにおいては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用が重要です。環境が変わることに、本人、保護者共に不安を持っているケースは、少なくありません。願いや心配事を伝えることで、本人及び保護者が安心して進級、進学等ができるようにすることが大切です。また、一貫した支援ができるよう、効果的であった支援や合理的配慮の内容、今後の課題に向けての方向性を引き継ぐとともに、関係機関とどのように連携を取っているか、家庭や地域でどのような生活をしているかなど、情報提供を行います。今後、予測される新たな困難さへの支援や配慮などを伝えることも大切です。



「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）」中央教育審議会（一部抜粋）

令和3年1月26日

4 新時代の特別支援教育の在り方について

(4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 保健・医療・福祉・教育部局と家庭との一層の連携や、保護者も含めた情報共有
- 特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し、学校間で適切に引き継ぎ、各学校における障害に配慮した適切な指導につなげること
- 教育における個別の教育支援計画と、福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画、労働における移行支援計画との一体的な情報提供・共有

[「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
中央教育審議会（答申）【本文】](#)



「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」

こども家庭庁支援局障害児支援課長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉障害福祉課長

令和6年4月25日付け

教育と福祉のより一層の連携を図るため、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所には、学校と連携したサービス利用計画の作成や、学校との会議の開催等による障がい児の心身の状況や生活環境等についての情報共有を行うことが推進されています。また、学校には、学校等での支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等が求められています。障害児通所支援事業所などから、これらの会議や情報提供などの要請があった場合、学校は積極的に連携・調整に応じることが大切です。

[地域における教育と福祉の一層の連携等の
推進について（通知）](#)

